

令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等の賃貸借・ 製品保守等業務

掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の標記入札については、関係法令及びこの掲示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 入札及び見積心得書（物品購入等）
- 3 仕様書
- 4 提出書類一覧表
- 5 入札書及び封筒（様式）
- 6 委任状（様式）
- 7 契約書（案）

1 入札等実施要領

1 掲示日 令和6年10月18日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治

3 業務概要

(1) 件名

令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等の賃貸借・製品保守等業務

(2) 業務内容

3 仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

(4) 履行場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>

(2) 令和5・6年度独立行政法人都市再生機構東日本地区の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、当該競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書の提出期限までに当該資格の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課
電話 03-5323-5705

※土日祝日を除く 10時～17時まで（12時～13時を除く）

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以

下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じる者でないこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 入札書提出期限の日の直前3年間において、借入物品又はこれと同等の類似品のリース物品を納入した実績があることを様式2「リース物品納入実績報告書」により証明し、当機構で認めた者であること。

(7) 迅速な保守体制が整備されていること(機器に不具合等障害が発生した場合、原則として当日中に設置場所に保守担当者を派遣し対応可能であること)。

(8) 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

5 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(2)の事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①申請書及び資料の提出期間

令和6年10月18日(金)から令和6年11月1日(金)

※土日祝日を除く10時～16時まで(12時～13時を除く)

②申請書及び資料の提出場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー16階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部住宅経営部管財課

電話 03-5323-2590

③申請書及び資料の提出方法

必ず上記②の電話番号に事前に連絡をした上で、持参することとし、郵送または伝送によるものは受け付けない。

なお、期限までに資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することはできない。

(2) 申請書は、4 提出書類一覧表により作成すること。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年11月19日（火）までに通知する。

(4) 注意事項

- ①申請書及び資料の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③発注者は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。
- ⑤提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- ⑥競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時に於いて4の資格のない者は、開札の対象としない。

6 同等品の認定申請及び認定判定

(1) 3 仕様書の基準品以外で応札しようとする場合は、様式4「同等品申請書」により申請を行い、当機構の審査を受け、認定を受けなければならない。

① 提出期限

5 (1) ①に同じ。

② 提出場所

5 (1) ②に同じ。

③ 提出方法

5 (1) ③に同じ。

(2) 同等品の認定判定は、「認定結果回答書」の閲覧をもって行う。

①閲覧期間

令和6年11月22日（金）から令和6年12月3日（火）まで

※土日祝日を除く10時～17時まで（12時～13時を除く）

②閲覧場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー16階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部住宅経営部管財課

7 掲示文兼入札説明書等に対する質問

(1) この掲示文兼入札説明書等に対する質問がある場合は、次に従い、質問書（様式は任意）により提出すること。

①提出期限

令和6年11月19日（火）16時

② 提出場所

5 (1) ②に同じ。

③提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は簡易書留とし、提出期限までに必着のこと。
この場合、封筒に件名を記載し、「質問書在中」と朱書きすること。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間

6 (2) ①に同じ。

②閲覧場所

6 (2) ②に同じ。

8 入札書の提出期限及び場所等

(1) 提出期間

令和6年12月3日(火)17時まで

(2) 提出場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部総務部経理課

電話 03-5323-5705

※土日祝日を除く10時～17時まで(12時～13時を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。封筒は二重封筒とし、中封筒には入札書のみを封かんし、外封筒には「入札書在中」と朱書きすること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和6年12月4日(水)11時00分

(2) 開札場所

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 入札室

10 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

1 1 入札方法

- (1) 入札金額は、搬入設置、保守、固定資産税、金利、保険料等一切の諸経費を含めた1ヵ月あたりの賃貸料(税抜)に履行期間の月数60ヵ月を乗じた額(総額賃貸料)とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。

1 2 入札保証金及び契約保証金 免除

1 3 入札の無効

本掲示文兼入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

1 4 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

1 5 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1 6 契約書作成の要否

要 7 契約書(案) のとおり。

1 7 支払条件

毎月、検査合格後一括払

1 8 問合せ先

(1) 申請書等について

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部住宅経営部管財課
電話 03-5323-2590

(2) 令和5・6年度の競争参加資格及び入札方法について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話 03-5323-5705

19 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添による。

以 上

別添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。
- ②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

2 入札及び見積心得書（物品購入等）

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない。入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかななければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない

とき。)

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、
契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望
がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。
(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しな
ければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、こ
の限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を
失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみや
かに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。た
だし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案
及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることは
できない。

以 上

3 仕様書

仕様書

1 件名

令和6年度マイクロフィルムリーダプリンタ等の賃貸借・製品保守等業務

2 賃貸借物件及び数量

マイクロフィルムリーダプリンタ 1セット

セットの内訳については「5 構成」のとおり。

3 設置場所

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部内

4 基準品

本体：コニカミノルタ Legend Viewer LV7100

専用プリンタ：Legend Viewer LV7100 専用MSP842

アプリケーション：EPICWIN/M-DAX

5 構成

- (1) デジタルリーダプリンタ Legend Viewer LV7100 (スキャナ本体) 1台
- (2) 専用プリンタ MSP842 1台
- (3) 専用プリンタ MSP842 コントローラー 1個
- (4) USB 切替器キット
- (5) 専用アプリケーション EPICWIN/MicroDAX 1個
- (6) ズームレンズ 9×～16× 1本
- (7) ユニバーサルキャリアUC-2 1台
- (8) 専用デスク上下 1式
- (9) 専用アプリケーション制御用 デスクトップ型パソコン (ディスプレイ、キーボード、マウス含む)
- (10) 上記機器が正常に動作するために必要なケーブル類 一式

6 詳細仕様

- (1) スキャナ本体
 1. ピント調整はオート/マニュアルフォーカス機能を持つものであること。
 2. 解像度が600dpiであること。
 3. 35mmフィルムをA3サイズに映すことができること。
 4. 50%～200%の範囲での電子ズーム機能を有すること。
 5. 35mmフィルムを簡易的に1駒送りできること。

6. フィルム終端検知機能があること。
7. 電源が 100V(50Hz/60Hz)に対応していること。

(2) プリンタ部

1. 電子ズーム機能によってレンズ交換なくスクリーン画像を電子的に縮小プリントできること。
2. スクリーン映像が画枠より小さい場合でも、用紙サイズに合わせて自動的に拡大してプリントができること。
3. フィルム極性はネガ/ポジ両極性、ネガ/ポジの自動判別が可能であること。
4. 出力ペーパーサイズが、最小 B5 (ヨコ) から最大 A3 (タテ) まで対応できること。
5. 連続コピーが A4 サイズで毎分 45 枚以上であること。
6. 画像以外の外枠部分を自動的にマスキングする機能を有すること。
7. 原稿の位置と傾きを検知し、自動で傾き補正とセンタリングを行う機能を有すること。
8. 電源が 100V(50Hz/60Hz)に対応していること。

(3) 専用アプリケーション制御用パソコン

1. OS は Windows11 Pro (64bit) であること。
2. 搭載 CPU は Intel 社 Core i5 以上であること。
3. メモリは 16 GB 以上であること。
4. 内蔵ハードディスクは SSD 512GB 以上であること。
5. インターフェースは USB2.0 が利用できること。
6. 光学ドライブはスーパーマルチドライブを備えていること。
7. 接続ディスプレイはワイドタイプ 21.5 インチ以上、最大画面解像度 1920×1080 以上とする。

7 契約期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日 (60 ヶ月)

8 保守契約

- (1) 無償保証期間を含め、「7 契約期間」における保守契約を含めることとする。
- (2) 故障の場合、修理にかかる費用等は受注者が負担するものとする。ただし、当機構の重大な過失による故障を除く。
- (3) 消耗品 (ハロゲンランプ、トナーカートリッジ) およびスクリーン部、外装品に係る費用は除く。
- (4) 設置機器が適正な状態を保つのに必要最小限 (年 2 回程度) の頻度を目安として、保守作業を実施すること。
- (5) 設置機器に不具合・故障等があった場合にすみやかに技術者を派遣することを可能とし、修理対応を行うこと。

9 その他

- (1) 調達する物品は、すべて新品であること。
- (2) 上記機器以外に必要となるケーブル、付属機器等についてはすべて受注者において準備すること。
- (3) すべての機器について、納入、据付、配線、作動調整等の作業を実施すること。
- (4) 納品にかかる配送料、搬入設置に要する費用については受注者が負担すること。
- (5) 当機構が設置機器の移設を希望した場合、受注者は応じること。ただし、その際に要する費用については当機構の負担とする。
- (6) 契約が満了又は解約により終了した場合、受注者は設置機器を撤去及び搬出するものとする。なお、当該作業に要する一切の費用は受注者の負担とする。
- (7) 設置時に1回以上、使用する職員に対して操作方法について簡単なレクチャーを実施すること。
- (8) 操作ならびに取扱説明書にかかる言語については日本語を使用していること。

以 上

4 提出書類一覧表

競争参加資格確認資料 提出書類一覧

件名 : 令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等の賃貸借・製品保守等業務

(法人等名称)

- (1) 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書提出前にこの一覧表により提出書類の漏れがないかご確認ください。
- (2) この提出一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格確認申請書提出時に併せてご提出ください。
- (3) 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (※使用する様式)	提出部数	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書 (様式1)	1部	申請中の場合は、受理票の写しを添付すること。	
2	リース物品納入実績報告書 (様式2)	1部	入札提出期限の直前3年間におけるリース物品の納入実績を記載し、実績を証明できる書類(契約書の写し等。ただし、提出に支障のある箇所については、非開示としたものでも可。)を添付すること。	
3	保守体制について (様式3)	1部	保守体制について記載した書類を提出すること。	
4	同等品等申請書の写し (様式4)	任意	同等品申請を行った場合は、同等品申請書の写しを添付すること。	

【提出書類作成における注意事項】

- ・入札説明書等に所定の様式を添付している場合は、所定の様式を使用すること。所定の様式をパソコン等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

(様式1)

競争参加資格確認申請書

令和6年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

(申請者)会社名

住所

代表者

(担当者)部署

氏名

電話番号

令和6年10月18日付けで掲示のありました「令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等の賃貸借・製品保守等業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- リース物品納入実績報告書 1部
- 保守体制について 1部
- 同等品等申請書の写し 1部 ※同等品等で応札する場合のみ。

本競争に必要な業種区分「役務提供」の登録状況(申請日時点)

以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒ 新規又は更新 工種等又は地区追加(該当する場合、登録番号を記載)

※申請中の場合は受理票の写しを添付すること

済⇒ 有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号						
------	--	--	--	--	--	--

(注意事項)押印を省略する場合は、次ページに本件責任者及び担当者を記載すること

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、様式1から様式4への押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(様式2)

リース物品納入実績報告書

令和6年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

会社名

住 所

代表者

当社におけるリース物品の納入実績について、下記のとおり報告いたします。

契約相手先	主な履行場所	件数及び機種名等	履行期間

(注意事項)

入札提出期限の日の直前3年間における借入物品又はこれと同等の類似品のリース物品の納入実績を記載すること。

(添付書類)

実績を証明できる書類(契約書の写し等。ただし、提出に支障のある箇所については、非開示としたものでも可。)

(様式2)

リース物品納入実績報告書【記入例】

令和6年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

会社名

住 所

代表者

当社におけるリース物品の納入実績について、下記のとおり報告いたします。

契約相手先	主な履行場所	件数及び機種名等	履行期間
(例) 株式会社〇〇〇	(例) △△△支店	(例) 品番〇〇〇	(例) 令和元年4月～ 令和5年3月まで

(注意事項)

入札提出期限の日の直前3年間における借入物品又はこれと同等の類似品のリース物品の納入実績を記載すること。

(添付書類)

実績を証明できる書類(契約書の写し等。ただし、提出に支障のある箇所については、非開示としたものでも可。)

(様式3)

保守体制について

令和6年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

会社名
住所
代表者

「令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等の賃貸借・製品保守等業務」の入札に
関して、下記のとおり保守体制を証明いたします。

記

1 保守体制について

以上

(注意事項)

- 1 機器に不具合等障害が発生した場合、原則として当日中に設置場所に保守担当者を派遣し対応可能であること。
- 2 別紙に記載することも可。

(様式4)

令和6年 月 日

同等品申請書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

会社名
住所
代表者

入札件名「令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等の賃貸借・製品保守等業務」において仕様書記載の物品と同等又は同等品以上の物品として、裏面「同等品申請明細表」記載の物品をもって応札したく申請いたします。

以上

同等品申請明細表

提案する物品

メーカー _____

製品名 _____

品番 _____

規格・仕様 _____

(別添による添付も可とする。)

※ カタログ（原本）を添付すること。

入 札 書

金 _____ 円也 (税抜) ㉔

月額賃貸料 (税抜) _____ 円㉕×60 ヲ月㉖ (令和7年1月1日

～令和11年12月31日) =総額賃貸料 _____ 円㉗ (上記の

入札額に記載すること)

ただし、令和6年度マイクロフィルムリーダプリンタ等の賃貸借・製品保守等業務
入札及び見積心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和6年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印※1

代理人氏名

印※1

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連 絡 先(電話番号) 1: _____

連 絡 先(電話番号) 2: _____

※1 本件責任者、担当者(氏名は、必ず姓と名を記載)及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

3 押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。この場合、「使用印鑑届」又は「年間委任状」の提出が必要。又、代理人又は復代理人に入札を委任する場合は「委任状(押印する場合)」を使用すること。

(封筒見本)

表

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治 殿 「令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等 の賃貸借・製品保守等業務」入札書 (押印省略)
--

※入札書の押印を省略する場合は、

(押印省略)と朱書き

裏

封 所在地 会社名 氏名 登録番号

(委任している場合は、代理人の氏名)

※ 入札書は、必ず上の例により任意の封筒に所要事項を記入の上、封入し、封かんすること。

入札に係る提出書類について

入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

- 一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
- 二 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

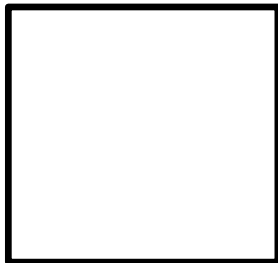
名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめ御承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

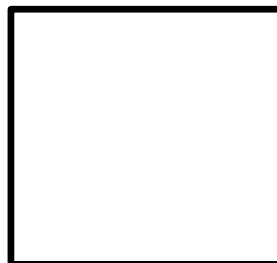
以 上

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和6年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

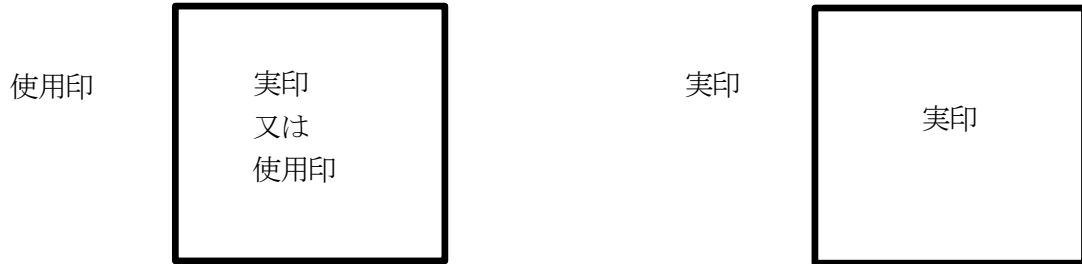
印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使用印鑑届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和6年 月 日 提出日

住 所
商号又は名称
代 表 者

実印 印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等の賃貸借・製品保守等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札及び見積りに関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

(委任者)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先（電話番号） 1：_____

連絡先（電話番号） 2：_____

(受任者)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先（電話番号） 1：_____

連絡先（電話番号） 2：_____

注1 委任事項は明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

7 契約書 (案)

賃 貸 借 契 約 書

- 1 契約の名称 令和6年度マイクロフィルムリーダープリンタ等の賃貸借・製品保守等業務
- 2 対象物件 別添仕様書のとおり。
- 3 契約期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- 4 契約金額 月額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

上記の物件について、賃借人と賃貸人は、次の条項によってこの契約を締結する。
この契約締結の証として、本書2通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月 日

賃借人 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
氏 名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 印

賃貸人 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 賃貸人は、頭書の業務に関し、この契約及び別添の仕様書(以下「仕様書」という。)に定めるところにより、賃貸人の所有物である頭書の物件を頭書の契約期間中、賃借人の使用に供するものとし、賃借人はその使用の対価として賃貸人に頭書の契約金額を支払うものとする(以下、業務、物件、契約期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。)

(善良な管理者の注意義務)

第2条 賃貸人は、この契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

い。

2 賃貸人は、この契約により賃借人が使用中の物件に質権及びその他の担保権を設定してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 賃貸人は、この契約の全部又は主体的部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 賃貸人は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、賃借人の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、賃借人が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(物件の納入及び据付調整)

第5条 賃貸人は、物件が令和7年1月1日以降の賃借人の指定する日から正常に使用できるように納入し、かつ、据付調整を行うものとし、据付調整が完了したときは、設置場所の長又はその指定する職員の検査を受けるものとする。

(物件の保守)

第6条 賃借人は、物件に障害が発生し保守が必要なときは、直ちに賃貸人に通知し、賃貸人は、仕様書に基づき物件の保守を迅速に行うものとする。

(立入り)

第7条 賃貸人又は賃貸人の代理人は、この契約の期間中、物件の確認及び保守を行うため、賃借人の了解を得て物件の設置場所へ立入ることができるものとする。この場合、賃貸人又は賃貸人の代理人は、身分証明書を携行又は名札等の表示をする。

(物件の使用及び管理)

第8条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 賃借人は、事前に書面により賃貸人の承諾を得た場合を除き、物件を転貸、改造等原状の変更をしてはならない。

(仕様書等の変更)

第9条 賃借人は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務の履行に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を賃貸人に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、賃借人は、必要があると認められるときは契約期間又は契約金額を変更することができ、それにより賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、賃借人が負担する費用の額は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、賃貸人の負担とする。ただし、その損害が賃借人の責めに帰すべき理由によるものである場

合には、賃借人が負担するものとする。

- 2 前項の損害賠償の額は賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。この場合において、賃貸人の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

(検査)

第11条 賃貸人は、業務を完了したときは、その旨を書面をもって賃借人に通知しなければならない。

- 2 賃借人は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

(賃貸料)

第12条 物件の賃貸料は、頭書の契約金額のとおりとする。

- 2 契約期間が1か月に満たない場合又はこの契約が解除された場合における当該解除の日が月の途中であるときの当該月の賃貸料は、1か月を30日として日割計算して得た額とし、日割計算により得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(賃貸料の支払い)

第13条 賃貸人は、当月分の賃貸料については、第11条第2項に規定する賃借人の検査を受けた後、翌月1日以降賃借人に対して支払請求書により請求するものとし、賃借人は、当該支払請求書を受領した日から起算して30日以内にこれを賃貸人に支払うものとする。

(賃借人の任意解除権)

第14条 賃借人は、業務が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(賃借人の催告による解除権)

第15条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第3条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 契約期間内に又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 賃貸人がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 七 第18条又は第19条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 八 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該

当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 貸貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、借借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

九 第21条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（借借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条又は前条各号に定める場合が借借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、借借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（貸貸人の催告による解除権）

第18条 貸貸人は、借借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（貸貸人の催告によらない解除権）

第19条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第9条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 業務の履行の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

（貸貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が貸貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、貸貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（借借人の損害賠償請求等）

第21条 借借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 契約期間内に業務を完了することができないとき。

二 第15条又は第16条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、貸貸人は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として借借人の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第15条又は第16条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、賃借人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第21条の2 貸貸人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、貸貸人は、賃借人の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、貸貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸貸人又は貸貸人が構成事業者である事業者団体（以下「貸貸人等」という。）に対して行われたときは、貸貸人等に対する命令で確定したものをいい、貸貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、貸貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われた

ものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

（賃貸人の損害賠償請求等）

第22条 賃借人の責めに帰すべき理由により第13条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを賃借人に請求することができる。

（契約終了時の措置）

第23条 この契約が満了又は解約により終了した場合、賃貸人は物件を撤去及び搬出するものとする。なお、当該作業に要する一切の費用は賃貸人の負担とする。

（保険）

第24条 賃貸人は、自己の負担において、物件に動産総合保険を付保するものとする。

2 賃借人は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに、賃貸人に通知するものとする。

（賠償金等の徴収）

第25条 賃貸人がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、賃借人の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、賃借人は、賃貸人から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第26条 賃貸人又は賃貸人の代理人は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（適用法令）

第27条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（補則）

第28条 この契約においては、民法（明治29年法律第89号）第649条、第650条及び第65

1条の規定は適用しないものとする。

(管轄裁判所)

第29条 この契約及びこの契約に関連して借借人と貸貸人との間において締結された契約、覚書等に関して、借借人と貸貸人との間に紛争を生じたときは、頭書の借借人の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第30条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、借借人と貸貸人とは協議して定めるものとする。